

大阪府化学物質管理制度 届出マニュアル

2024年1月

大 阪 府

はじめに

化学物質は、私たちが生活する上で欠かせないものですが、事業活動等を通じて排出されている化学物質の中には、健康や環境に対して影響を及ぼすものもあります。

このため、事業者の皆様には化学物質の自主的な管理を行っていただき、化学物質による環境リスクを低減することが重要です。

大阪府では、事業者の皆様による化学物質の自主的な管理を促進するため、化管法（PRTR法）及び府条例に基づく届出制度を運用しています。

事業者の皆様には、化管法に基づく届出に加え、府条例に基づく計画の作成や排出量等の届出等を通じて、化学物質の管理の充実に向け積極的な取り組みをお願いします。

本マニュアルは、府条例に基づく大阪府化学物質管理制度の届出の内容や届出書の記入方法について説明しています。第1章の大阪府化学物質管理制度の概要を確認し、該当する事業者の方は届出をお願いします。

なお、大阪府では、大規模災害時における化学物質の漏えい防止等の取組を促進するため、2013年11月に大阪府化学物質適正管理指針を改正するとともに、化学物質管理計画書に「大規模災害に備えた環境リスクの低減対策」を追加しました。本マニュアルは当該改正に係る届出内容についても記載しています。

※本マニュアルでは、法令名等を以下のように略しています。

「府条例」：「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日大阪府条例第6号）」

「指針」：「大阪府化学物質適正管理指針（平成20年4月15日大阪府告示第766号）」

「指針の解説」：「大阪府化学物質適正管理指針の解説」

「化管法」：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月法律第86号）」

本マニュアルの詳細については、「制度概要」のホームページに掲載の「指針」・「指針の解説」をご覧ください（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/prtr.html>）。

また、届出書の様式やファイルは、大阪府化学物質管理制度の「届出」のホームページに掲載しています（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>）。

目 次

はじめに

第1章 大阪府化学物質管理制度の概要

- (1) 大阪府化学物質管理制度に基づく届出の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 届出先について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4

第2章 第一種管理化学物質排出量等の届出について

- (1) 第一種管理化学物質排出量等届出書の作成方法・・・・・・・・・・・・ 2-1
- (2) 第一種管理化学物質排出量等届出書の記入例・・・・・・・・・・・・ 2-2
- (3) 変更届出書・取下げ願いの作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-8

第3章 化学物質管理計画書の届出について

- (1) 化学物質管理計画書の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 化学物質管理計画書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-6

第4章 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出について

- (1) 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の作成方法・・・・・・ 4-1
- (2) 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の記入例・・・・・・・・ 4-6

第5章 届出書の情報開示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1

第6章 緊急事態発生時の措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1

第7章 事業者間の情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-1

第8章 VOC（揮発性有機化合物）の取扱量等について・・・・・・・・ 8-1

第9章 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-1

第10章 参考資料

- (1) 対象業種名と業種コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-1
- (2) 用途一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-3
- (3) 排出先の公共用水域の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-4
- (4) 移動先の下水道終末処理施設の名称・・・・・・・・・・・・ 10-4
- (5) 管理化学物質の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-5
- (6) VOC（揮発性有機化合物）に該当する物質の例・・・・・・・・ 10-30

第1章 大阪府化学物質管理制度の概要

大阪府では、化管法に加え、2009年4月から府条例に基づく大阪府化学物質管理制度を運用し、化学物質の環境中への排出量等の削減に取り組んでいます。

この制度に基づき、要件を満たす事業者は以下の届出を行う必要があります。

(1)大阪府化学物質管理制度に基づく届出の概要

①(化管法)第一種指定化学物質の排出量・移動量の届出

②(府条例)第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出

○ 対象

次の(1)～(3)の要件を全て満たす事業所を府内に持つ事業者

(1)業 種：製造業等 24 業種（具体的な業種については p10-1 ～ p10-2 参照）

(2)従業員数：会社全体で常時使用する従業員数が 21 人以上

(3)取 扱 量：第一種管理化学物質^{※1}の年間取扱量が 1 トン^{※2} (0.5 トン^{※3}) 以上、
または化管法で定める特別要件を満たす施設（廃棄物焼却炉など）
があること^{※4}

○ 届出の内容

第一種管理化学物質の排出量、移動量、取扱量等（前年度の1年間の実績）

第一種管理化学物質	排出量	移動量	取扱量
化管法 第一種指定化学物質 (515 物質)	<u>①化管法の届出</u> ・ 第一種指定化学物質の排出量・移動量		
府条例 VOC (揮発性有機化合物)	<u>②府条例の届出</u> ・ 第一種指定化学物質の取扱量 ・ VOC (揮発性有機化合物) の排出量・移動量・取扱量		

◎ 届出期間

① (化管法) 第一種指定化学物質の排出量・移動量

4月1日～6月30日

② (府条例) VOC (揮発性有機化合物) の排出量・移動量・取扱量

4月1日～9月30日

※1 具体的な物質については p10-5 ～ p10-16 参照

※2 VOC (揮発性有機化合物) (府条例施行規則第 50 条の 5) は、該当する物質の年間取扱量合計が 1 トン以上

VOC に該当する物質の考え方については第 8 章 (p8-1、p8-2) を参照

VOC に該当する物質の例については p10-30～p10-35 参照

※3 化管法の特定第一種指定化学物質 (鉛及びその化合物、ベンゼン等) は 0.5 トン以上

※4 化管法の特別要件を満たす施設 (廃棄物焼却炉など) のみ該当する場合は、②(府条例) 第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出は不要

⇒詳細は第2章(p2-1)を参照

③(府条例)化学物質管理計画書の届出

○ 対象

②(府条例)第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用する従業員数が50人以上の事業所を府内に持つ事業者

○ 届出の内容

・管理体制に関する計画

- 化学物質の適正な管理を行うための管理体制に関する事項
(目的・方針、管理組織・規程類、教育・訓練・人材育成方法 など)
- 府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

・緊急事態に対処するための計画

- 管理化学物質の貯蔵状況
- 管理化学物質の危険性・有害性
- 緊急事態の発生を未然に防止する対策の方針
- 緊急事態対応マニュアル

- 大規模災害に備えた環境リスクの低減対策の方針
(災害・被害想定、緊急事態発生時の未然防止、発生した緊急事態への対処 など)

○ 届出期間

届出対象となった日から6ヶ月以内

※既に届出された事業者は、管理計画書の内容に変更があった日から3ヶ月以内に届出が必要です。

⇒詳細は第3章(p3-1)を参照

④(府条例)化学物質管理目標決定及び達成状況の届出

○ 対象

②(府条例)第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用する従業員数が50人以上の事業所を府内に持つ事業者

○ 届出の内容

・化学物質管理目標の決定等

- 有害性が高い、取扱量が多い等、環境リスクが高い管理化学物質の管理目標
(管理化学物質に関する情報、リスク評価の手順と結果 など)
- 目標を達成するための具体的な方策に関する計画

・化学物質管理目標の達成状況の把握等

- 目標の達成状況・目標達成のために実施した対策の内容
- 検証・評価の結果・見直しの内容

◎ 届出期間

4月1日～9月30日

⇒詳細は第4章(p4-1)を参照

■排出量等の届出に係る年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
化管法	 前年度実績届出 (6月30日※)								
	 変更届出、取下げ願い (11月30日※)								
府条例	 前年度実績届出 (9月30日※)								
	 変更届出、取下げ願い (11月30日※)								

※各届出期限日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

(2)届出先について

大阪府は市町村への権限移譲を進めており、化管法及び府条例（化学物質管理制度）の事務についても下表の市町村に権限移譲をしています。これに伴い、下表の市町村に所在する事業所については当該市町村長が届出先となります。

地域	市町村
	大阪市
	堺市
豊能	池田市 ^{※1} + 箕面市 + 豊能町 + 能勢町
	豊中市
三島	茨木市
	高槻市
	吹田市
北河内	枚方市
中河内	東大阪市
	八尾市
泉北	泉大津市 ^{※2}
	忠岡町 ^{※2}
泉南	岸和田市
	貝塚市
	泉佐野市
	阪南市
南河内	松原市
	河内長野市 ^{※1} + 富田林市 + 大阪狭山市 + 太子町 + 河南町 + 千早赤阪村

※1 市町村名を+でつないでいる市町村では、※印が付いた市が幹事市となり共同処理を行っています。

※2 泉大津市と忠岡町では泉大津市が届出の受付及び処理を行っています。忠岡町に所在する事業所は、化管法と府条例の届出書に記載するあて先が異なりますのでご注意ください。

忠岡町の事業所における届出書のあて先と提出先

	届出書のあて先	届出書の提出先
化管法	〇〇〇大臣（忠岡町長）	泉大津市
府条例	泉大津市長	泉大津市